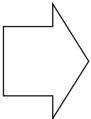


# 後期高齢者医療制度のお知らせ

### ● 保険証（被保険者証）を更新します

7月31日まで

8月1日から



# うすい紫色

# うすい青色

後期高齢者医療制度の保険証（後期高齢者医療被保険者証）は、笠松町に住所があるすべての75歳以上の方と、65歳から74歳までの方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成26年7月31日となっていますので、8月1日からは7月中に郵送する新しい保険証をご使用ください。

古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど十分注意してください。

被保険者番号	○○○○○○○○○○
氏名	笠松 太郎
一部負担金の割合	○ 割
有効期限 平成27年7月31日	
後期高齢者医療被保険者証 有効期限	
被保険者番号	○○○○○○○○○○
住所	所羽島郡笠松町司町1番地
氏名	笠松 太郎
生年月日	昭和○○年○○月○○日
資格取得年月日	平成○○年○○月○○日
発効期日	平成○○年○○月○○日
交付年月日	平成26年 8月 1日
一部負担金の割合	○ 割
保険者番号	3 9 2 1 3 0 3 8
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

### ● 平成26年度の保険料額が決定しました

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成26年度の保険料は平成25年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県後期高齢者医療の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

## 【保険料の決まり方】

$$\text{平成26年度の保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

限度額57万円(年額)  
100円未満切捨て

被保険者1人当たり  
**41,840円**

被保険者の所得(注1) ×  
**所得割率7.99%**

(注1)所得＝総所得金額等-33万円(基礎控除額)

## ● 平成26年度の保険料の軽減措置

### ①均等割額の軽減

軽減割合	世帯(被保険者と世帯主)の平成25年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
8.5割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯
5割軽減	「33万円(基礎控除額)+24.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯
2割軽減	「33万円(基礎控除額)+45万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

- 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。

- 軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

## ②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減されます。

### ③被用者保険<sup>(注2)</sup>の被扶養者であった方

被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

(注2)被用者保険・協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)